別記様式第17-1-1号（第50条関係）

|  |
| --- |
| 都道府県 |
| 対象野菜 |
| 対象出荷期間 |
| 価格差補給交付金等申込区分　出荷調整補給交付金等数量確保費用交付金（該当する区分に○印をすること） |

契約指定野菜安定供給事業

生産者補給交付金等交付申込書

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長　　　　　　　　　殿

番号

年　　月　　日

申込者

住所

登録出荷団体名（登録生産者名）

代表者氏名

（注：登録生産者が個人の場合は「登録生産者名、代表者氏名」に替えて「登録生産者名」とする。）

下記の条件の下に、別記１に掲げる業務区分に係る別記４に掲げる数量の対象野菜について、生産者補給交付金等の交付を受けたいので申し込みます。

なお、本申込みについて、○○県（都道府）及び○○県（都道府）野菜価格安定法人には連絡済みです。

記

１　独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（その実施細則を含む。）の規定に基づき生産者補給交付金等の交付を受けるべきこと。

２　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程第38条第３項に規定する契約指定野菜価格安定対策資金が著しく減少したことにより　生産者補給交付金等の交付の業務を行うことが困難と認められる場合、登録出荷団体等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合においては、業務対象年間を短縮することがあること。

３　機構は、生産者補給交付金等の交付に必要な資金に不足が生じた場合（債務負担行為の形式が導入されているときは、その歳出化が必要となった場合を含む。）には、当該不足額に相当する額が充当されるまでの間は、生産者補給交付金等の交付を停止することがあること。

４　登録出荷団体等は、本申込みに係る契約取引に係る書類及び帳簿を５年間保管すること。

５　機構は、必要があると認めるときは、登録出荷団体等及び登録出荷団体等と契約取引を行う者（以下「実需者等」という。）に対し、対象野菜の生産・出荷状況、入荷・受取状況、その他必要な事項について報告を求めることがあること。

６　機構は、５に加え、必要があると認めるときは、登録出荷団体等及び実需者等の業務の状況、生産者補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることがあること。

７　機構は、６で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、生産者補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、生産者補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、機構の登録の取消し等の措置を講じることがあること。

８　登録出荷団体との間に野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第４条で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下「委託生産者」という。）及び登録生産者が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）その他野菜生産における関係法令を順守していること。

９　登録出荷団体又は特定登録生産者（注）は、委託生産者又は特定登録生産者の構成員に対し、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第178条第１号に規定する事業を利用する者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）第177号第1項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）を除き、同法第176条に規定する農業経営収入保険の保険資格者に該当しないことをあらかじめ、周知すること。

（注）特定登録生産者とは、登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう（独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第134条の２）。

10　登録出荷団体は、委託生産者が園芸施設を設置した上で対象野菜を生産する場合には、委託生産者に対し、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）への積極的な加入を促すよう努めること。

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別記

１　業務区分

（１）対象野菜

（２）対象出荷期間　　　　　月　　日　～　　　月　　日

２　野菜指定産地名

３　申込区分（該当する区分に○印をすること。）

①　価格差補給交付金等：「価格の著しい低落に対する補てん」のみ

②　出荷調整補給交付金等:「生産過剰による価格低落時の出荷調整に対する交付金の交付」のみ

③　数量確保費用交付金：「収量不足時の契約数量確保に要する経費の補てん」のみ

③の場合、契約数量の不足を補う方法（いずれかに○印をすること。）

㋐　仕向先変更のみ　㋑　㋐以外

④　①と②の組合せ

⑤　②と③の組合せ

⑤の場合、資金造成の方法（いずれかに○印をすること。）

㋐　②又は③のいずれか(資金造成額の高い方) ㋑　②と③の両方

③の資金造成を行う場合、契約数量の不足を補う方法（いずれかに○印をすること。） ㋐　仕向先変更のみ ㋑　㋐以外

注）①価格差補給交付金等　と　③数量確保費用交付金　の組合せは不可

４　交付予約数量

（１）区分別交付予約数量

①価格差補給交付金等　ﾄﾝ　②出荷調整補給交付金等　ﾄﾝ　③数量確保費用交付金　ﾄﾝ

（２）旬別内訳 （単位：トン、％）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 月 | 月 | 月 | 合計 |
| 上 | 中 | 下 | 計 | 上 | 中 | 下 | 計 | 上 | 中 | 下 | 計 |
| 契約等数量 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 購入限度価額 |  |  |  | － |  |  |  | － |  |  |  | － | － |

注１)「契約等数量」の欄には、旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量を記入する。

２）「契約等数量」の欄に記入する数量は本事業の対象となるものに限り、契約期間が日別や週別、契約相手先が複数である場合等は、すべて旬別にまとめて記入する。

また、価格差補給交付金等の契約数量に上限値と下限値を設けている場合（下限値は上限値の140分の60以上）、交付予約数量は当該上限値を上回らないものとする。

３）「区分別交付予約数量」は、「①価格差補給交付金等」は旬別契約等数量の合計以内、「②出荷調整補給交付金等」は旬別契約等数量の合計の30パーセント以内及び「③数量確保費用交付金」は旬別契約等数量の合計の50パーセント以内とする。

４）申込区分ごとにトン単位で記入する。

５）「③数量確保」の「購入限度価額」の欄には、旬別に、２分の３を選択した場合には「150」、２分の４を選択した場合には「200」、２分の６を選択した場合には「300」、２分の８を選択した場合には「400」と記入する。

５　契約価額（｢①定価格契約｣か｢②市場価格連動契約｣かいずれかに○印をし、必要事項を記入すること。）

①　定価格契約

（単位：円/kg）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 　　月 | 　　月 | 　　月 |
| 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| 契約価額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注１)契約価額は、運賃及び消費税を除いた額とし、その積算を明示したものを添付すること。

２）日別、契約相手先別、規格別等個別単価が複数ある場合の契約単価は、それぞれ契約数量により加重平均し、旬別にキログラム当たり円単位で記入する。なお、この算出結果に１銭未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

②市場価格連動契約

ア　指標市場 市場

イ　価格の設定 ア)市場価格のみ イ)市場価格×定率 ウ)市場価格±α

エ)その他〔 　　 〕

６　主な契約内容（別表に記入すること。）

附属資料

（１）月（旬）別の契約取引、非契約取引別出荷計画 （書式17－１－Ａ）

（２）契約取引に関与する農協一覧(ほ場一覧) （書式17－１－Ｂ）

（３）契約指定野菜安定供給事業に係る調査等への協力について（書式17－１－Ｃ）

（４）個別契約書（個別契約書と一体的な文書として数量等を別途定めた場合はその文書を含む。）の写し

（５）実需者等の業務範囲のわかる資料（定款又は事業報告書若しくは会社概要等）